

郵送での転出届

太枠の中をすべて記入してください。

転出の種類 (どちらかに <input checked="" type="checkbox"/> (チェック) をつけてください)	
<input type="checkbox"/> 「転出証明書」(紙) の受け取りによる転出	
<input type="checkbox"/> 「個人番号カード」「住民基本台帳カード」での特例転出 (転出者の中で、いずれかのカードをお持ちの方がいる場合のみ利用可) <small>※転入先市町村で転入届出の際、個人番号カード・住基カードの提示と暗証番号の入力が必要です。詳しくはお電話でお問い合わせください。</small>	

届出人	フリガナ		転出者からみた関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯員【 】 <input type="checkbox"/> 代理人 (委任状必要) 【 】 (注2)
	氏名			
	住所	<small>※下記の「新しい住所」と異なるときに記入してください ※アパート名・部屋番号まで記入してください</small>		
電話番号 (昼間の連絡先)		()	-	
※必ず、記入してください				

記入日	令和 年 月 日	転出日	令和 年 月 日	※新しい住所に住み始めた日を記入してください	
新しい住所	アパート名・部屋番号まで記入してください			世帯主氏名	
今までの住所	アパート名・部屋番号まで記入してください			世帯主氏名	
本籍 (外国人の方は国籍)				筆頭者氏名	

フリガナ		生年月日 (外国人の方は西暦)	性別	世帯主から見た続柄	個人番号カード 保有/交付申請の有無	備考
転出者の氏名						
1		明・大・昭・平・令 . .	男 ・ 女		有・無 交付申請中	
2		明・大・昭・平・令 . .	男 ・ 女		有・無 交付申請中	
3		明・大・昭・平・令 . .	男 ・ 女		有・無 交付申請中	
4		明・大・昭・平・令 . .	男 ・ 女		有・無 交付申請中	
5		明・大・昭・平・令 . .	男 ・ 女		有・無 交付申請中	

同封するもの (注1)	※必ず同封してください
	<input type="checkbox"/> 本人確認書類のコピー (運転免許証・個人番号カードなど) <input type="checkbox"/> 返信用封筒 (転出先住所・転出者氏名を明記してください) ※特例転出する方は不要 <input type="checkbox"/> 返信用切手 (上記の封筒に、切手を貼付してください) ※特例転出する方は不要
	※お持ちの方のみ同封してください (住所地市町村が発行したもの)
	<input type="checkbox"/> 国民健康保険証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療被保険者証 (住所が住所地市町村に記載されているもの) <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給資格者証 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証などの受給者証 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証 (カード) <input type="checkbox"/> その他の書類 ()

市町村記入欄	
受付	
住基入力	
入力確認	
特例転出係連絡	/ /
転出証明書送付	正午 / 夕方
附票 入力	
(国・後・介・年)案内	
子医(済・書渡・案内)	
児手(済・書渡・案内)	
児扶手(済・書渡・案内)	
本人確認	運免/個カ/
受理通知	/ /

注意事項

(注1) 児童手当・上下水道・ケーブルテレビの解約など、その他の手続きが必要な場合もあります。別紙「転出される方へ」をご確認のうえ、それぞれの担当課へ直接お問い合わせください。

(注2) 転出証明書は、代理人宛てに送付することができません。転出者の転出先住所に直接送付しますのであらかじめご了承ください。

転出される方へ

令和2年5月改訂

転入届に必要なもの	① 転出証明書（特例転入の場合は、住基カードまたは個人番号カード）
	② 本人確認書類（運転免許証、個人番号カードなど）
	③ 個人番号カード（所持している方のみ）

転入の届け出は、**新しい住所に移った日から14日以内**に新住所の市区町村役場で手続きをしてください。

《注》14日以内に届出できない場合、簡易裁判所の裁量により、5万円以下の過料に処せられる場合があります。

※下記に該当する方はそれぞれの手続きをしてください。

対象者	チェック欄	豊後高田市での手続き	担当課	転入先での手続き
自治会に加入している方		世帯員全員で転出（世帯総出）された方は、右記自治委員へ電話等で転出する旨のご連絡をお願いします。	自治委員 電話番号 0978- -	
印鑑登録をしている方		転出（予定）日に、登録が抹消されます。転出（予定）日の前日までに印鑑登録証明書が必要になった場合は、 転出証明書 と 印鑑登録証 をお持ちください。	市民課 （高田庁舎1階） 地域総務一課 （真玉庁舎）	登録する印鑑・運転免許証等を持参し、あらためて印鑑登録の手続きをしてください。
マイナンバー 通知カードをお持ちの方		個人番号法改正により令和2年5月25日から変更等の手続きはしていません。通知カードをお受取りしていない方は、市民課にお申し出ください。	地域総務二課 （香々地庁舎）	手続きは必要ありません。
個人番号カードや 住基カードをお持ちの方		新住所地でも引き続き、ご利用いただけます（継続利用）。ただし、署名用電子証明書は転出（予定）日をもって失効します。別紙「個人番号カード・住基カードをお持ちの皆さまへ」をごらんください。		転入届の際に、必ずカードを提示してください（4桁のパスワード入力必須）。署名用電子証明書が必要な場合は、別途申請が必要です。
国民年金に加入されている方		原則として、手続きは必要ありません。		国民年金手帳と 印鑑 を持参し、住所変更の手続きをしてください。
国民健康保険に加入している方		新住所地への転入日に、資格が喪失します。 保険証 をお返しくください。不正に保険証を使用した場合は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。ただし、学生や施設入所の方は、引き続き豊後高田市の 保険証 を使える場合がありますので、お問い合わせください。	保険年金課 （高田庁舎1階）	印鑑 を持参し手続きをしてください。病院で受診する際は、新しい 保険証 をご使用ください。
後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方		県内への転出の方は、住所表示が変更されますので 保険証 をお返しくください。県外への転出の方は、新住所地への転入日に資格が喪失しますので、 保険証 をお返しくください。また、 負担区分証明書 を発行いたします。	地域総務一課 （真玉庁舎）	印鑑 を持参し手続きをしてください。県外へ転入される方は、 負担区分証明書 と 印鑑 を持参し手続きをしてください。
介護保険の被保険者の方		新住所地への転入日に、資格が喪失します。 保険証 をお返しくください。要介護認定を受けている方で、転入後に継続して介護保険のサービス利用がある場合は、 介護保険受給資格証明書 を発行いたします。ただし、介護保険施設（介護老人福祉施設）等に入所し、施設の住所に変更される場合は、引き続き豊後高田市が保険者となります。また、介護保険適用除外施設（指定障害者支援施設等）に入所される場合は、当分の間、介護保険の被保険者とはならない制度となっています。手続きが必要ですので、 保険証 をお返しくください。	地域総務二課 （香々地庁舎）	要介護認定の申請中または認定を受けている方は、 介護保険受給資格証明書 と 印鑑 を持参し、手続きをしてください。

裏面もご覧ください

表面もご覧ください

対象者	チェック欄	豊後高田市での手続き	担当課	転出先での手続き
重度障害者の医療証をお持ちの方		新住所地への転入日に、資格が喪失します。 <u>医療証</u> をお返してください。	社会福祉課 (高田庁舎 1 階)	新住所地にお問い合わせください。
ケーブルテレビに加入されている方		解除等の手続きが必要です。 <u>印鑑</u> をお持ちのうえ、手続きをしてください。 ※解除の届出をしないと転出後も使用料がかかり続けてしまいますので、該当する場合は必ず提出してください。	ケーブルテレビ 受付窓口 (高田庁舎 1 階)	/
母子健康手帳をお持ちの方 (妊産婦・乳児が対象)		手続きは必要ありません。	子育て支援課 (花いろ内) 地域総務一課 (真玉庁舎) 地域総務二課 (香々地庁舎)	母子健康手帳についている「 <u>妊婦乳児一般健康診査受診票</u> 」を持参し、新住所地にお問い合わせください。
子ども医療費受給資格者証をお持ちの方		新住所地への転入日に、資格が喪失します。 <u>「子ども医療費受給資格者証」</u> をお返してください。	市民課 (高田庁舎 1 階) 子育て支援課 (花いろ内)	新住所地にお問い合わせください。
児童手当を受けている方		転出 (予定) 日の翌月に資格が喪失します。消滅届を出してください。 また、別紙「 <u>児童手当給付連絡票</u> 」をごらんください。	地域総務一課 (真玉庁舎) 地域総務二課 (香々地庁舎)	別紙「 <u>児童手当給付連絡票</u> 」をごらんください。 詳しくは、新住所地にお問い合わせください。
ひとり親家庭等の医療証をお持ちの方		<u>「ひとり親家庭医療費受給資格証」</u> ・ <u>印鑑</u> を持参し、手続きをしてください。	子育て支援課 (花いろ内)	新住所地にお問い合わせください。
児童扶養手当を受けている方		<u>「児童扶養手当証書」</u> ・ <u>印鑑</u> を持参し、手続きをしてください。		新住所地にお問い合わせください。
上水道・下水道の使用を中止される方		<u>印鑑</u> ・手数料 100 円を持参し、使用中止の手続きをしてください。	上下水道受付窓口 (高田庁舎 1 階)	新住所地にお問い合わせください。
公立小・中学校を転校される方		<u>現在通学している学校</u> で転校手続きをしてください。	各小・中学校	新住所地の教育委員会にお問い合わせください。

【転出をやめるとき】

転出証明書・印鑑・本人確認書類 (運転免許証等) を持参して、
転出届をした窓口で転出取消の届出をしてください。

お問い合わせ

豊後高田市役所

〒879-0692

大分県豊後高田市是永町 39 番地 3

- ・ 高田庁舎 0978-22-3100
- ・ 真玉庁舎 0978-53-5111
- ・ 香々地庁舎 0978-54-3111
- ・ 子育て支援課 0978-23-1840

個人番号カード・住民基本台帳カード（住基カード）をお持ちの皆さまへ

転入届の特例を受けることができます

個人番号カード・住基カードをお持ちの方は、転出届の際、転出証明書の交付を受けることなく、転入先の市区町村窓口でカードを提示し、届書に記入することで転入届を行うことができます。転出する方の世帯の中にお一人でも有効なカードをお持ちの方がいれば対象となります。

※ご注意ください

新しい住所地では、必ずカードを持っていき、転入日（新住所へ引っ越した日）から14日以内、または転出予定日から30日以内に転入届を出してください。これらの日数を過ぎると、「転入届の特例」は適用されず、紙の「転出証明書」の再発行手続きが必要になります。

転入先市区町村でカードの継続利用ができます

同じ世帯の中で複数の方が個人番号カード・住基カードをお持ちの場合は、転入届の際に全員分のカードをお持ちください。

継続利用の手続きには、窓口でカードの暗証番号を入力する必要があります。本人以外の世帯員の方が代理で手続きをされる場合は、あらかじめご本人に暗証番号を確認しておいてください。

転入届時にお持ちでなかったカードは、転入届出の日から90日以内であれば後日継続利用手続きができますので、転入先の市区町村にお問い合わせください。

※ご注意ください

転入日（新住所へ引っ越した日）から14日以内、転出予定日から30日以内に転入届を出さない場合、または転入届を提出してから90日経過してもカードの提示がない場合はお持ちのカードは失効し、継続利用できなくなります。

署名用電子証明書について

公的個人認証サービスを利用するための署名用電子証明書は、転出により失効します。個人番号カードをお持ちの方で、署名用電子証明書が必要な場合は、転入先の市区町村であらためて発行の手続きをしてください。

なお、利用者証明用電子証明書については、転出による失効はしません。ただし、個人番号カードの継続利用をせず失効した場合は、利用者証明用電子証明書も連動して失効しますのでご注意ください。

カードの失効および返納について

次のいずれかに該当する場合には失効してしまいますので、ご注意ください。また、その際は住所地の市区町村窓口までカードの返納をお願いします。

■ 個人番号カード・住基カード共通

1. 転入をした日から14日以内に転入届を出しなかったとき
2. 転出予定日から30日以内に転入届を出しなかったとき
3. 転入届を出した日から90日以内に継続利用の手続きをしなかったとき
4. 死亡したとき（カードの返納は必要ありません）
5. 国外に転出したとき
6. 住民票が削除されたとき
7. カードの有効期間が満了したとき
8. カードの返納をお願いする通知が届いたとき、または公示されたとき
9. 住民票コードを変更したとき
10. カード廃止の届出があったとき

■ 個人番号カード

1. 個人番号を変更（個人番号指定請求）したとき
2. 個人番号カードを紛失し、再交付の届出があったとき

※ 紛失等で廃止届出されたカードを発見した際にも、住所地の市区町村窓口まで返納をお願いします。

この書類に関するお問い合わせ先

豊後高田市役所 市民課 市民窓口係
〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3
Tel : 0978-25-6157 (市民課直通)
Fax : 0978-22-1033